

平成19年3月8日

大阪市長 關 淳一 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公雄

公益通報（第18-90-56号）に関する関係局の対応について

標題について、平成18年12月1日付けで、本委員会が実施した勧告に対して、関係局がとられた下記の内容が確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

記

確認内容

- (1) 健康福祉局保護課が新規に調製する「介護扶助相談申請等確認票」に基づき、保健福祉センターの地区担当員（以下、「CW」という。）が被保護者の相談内容、生活状況を把握のうえ申請意思の確認を行うことを規定したマニュアルの整備。
- (2) 「介護扶助相談申請等確認票」を活用し、事務の進行状況を組織的に管理を行うとともに、監査時の確認項目とする対応方針の確立。
- (3) 本件通報に関しては、被保護者が金員を自己負担していたことが確認できないことから、遡及措置による給付の実施には及ばないこと。

(参考) 勧告の概要

- ① CWによる代筆や一件書類の準備代行の行為を直ちに不適切とはしないが、少なくとも、本人の意思に基づき、申請時期等を確認のうえ、事務を進めるべきであること。
- ② 本件通報に関しては、事実即した適切な認定措置をとること。
- ③ CWが本人の申請事務を代行することには、不正が生じる可能性をはらんでいることから、不正行為の未然防止のためのマニュアルや組織的なチェックシステムの整備を通じ、適正な事務執行に努めること。